

令和2年6月定例会

請 願 ・ 陳 情

(現状と県の取組状況)

【継続】 令和2年6月定例会請願・陳情

| 所管 | 受理番号 | 請願 | 陳情 | 所管 | 件名 | 提出者 | ページ |
|------------------|------|----|----|----|----|-----|-----|
| 今定例会で付託案件はありません。 | | | | | | | |

【新規】 令和2年6月定例会請願・陳情

| 所管 | 受理番号 | 請願 | 陳情 | 所管 | 件名 | 提出者 | ページ |
|---------------|------|----|----|------|---|--------------------------------|-----|
| 総務教育 | 2-14 | | ○ | 教育 | 県下の状況によっては上位大会が中止の場合であっても部活動のある各競技の県大会実施について | 栗垣 幹 | 3 |
| | 2-15 | | ○ | 教育 | 各地区中学校総合体育大会を7月に実施する方針について | 栗垣 幹 | 4 |
| | 2-16 | | ○ | 教育 | 教職員定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択について | 鳥取県高等学校教職員組合 執行委員長 岡島 恒志 ほか | 5 |
| | 2-18 | | ○ | 総務 | 検察官の定年延長に係る閣議決定の撤回を求める意見書の提出について | 足羽 佑太 | 6 |
| 福祉生活 病院 | 2-19 | | ○ | 福祉保健 | コロナ禍の中、都道府県化した国民健康保険制度に県の一般財源から補助を行い、市町村が徴収する国保税(料)を引き下げることについて | 鳥取県社会保障推進協議会 会長 藤田 安一 | 8 |
| | 2-20 | | ○ | 福祉保健 | 新型コロナウイルス感染症の影響で経営危機に直面する医療機関・介護事業所への緊急支援について | 鳥取県民主医療機関連合会 会長 中田 幸雄 | 9 |
| 農林商工 | 2-17 | | ○ | 商工労働 | 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択について | 鳥取県労働組合総連合 議長 田中 暁 | 10 |
| 地域づくり 県土警察 | | | | | (付託なし) | | |

| 受理番号 (受理年月日) | 所管 | 件名及び提出者 | 現状と県の取組状況 |
|-------------------|----|--|--|
| 2年-14 (2.4.20) | 教育 | 県下の状況によっては上位大会が中止の場合であっても部活動のある各競技の県大会実施について 栗垣 幹 | <p>1 高等学校について 全国高等学校総合体育大会、中国地区高等学校体育大会、県高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権・同県大会の中止を受け、県と連携し県高等学校体育連盟は25競技の代替大会を開催し、県高等学校野球連盟も代替大会を開催することとしている。</p> <p>2 中学校（義務教育学校後期課程含む）について 全国中学校体育大会、中国中学校選手権大会、県中学校総合体育大会の中止を受け、7月18日、19日に各地区（東・中・西部）における中学校総合体育大会を開催することについて、県中学校体育連盟及び各地区（東・中・西部）中学校体育連盟が検討しており、6月18日の県中学校体育連盟役員会で最終決定を行うこととしている。</p> |

| 受理番号 (受理年月日) | 所管 | 件名及び提出者 | 現状と県の取組状況 |
|-------------------|----|--|---|
| 2年-15 (2.5.14) | 教育 | 各地区中学校総合体育大会 を7月に実施する方針について 栗垣 幹 | <p>1 現状</p> <p>全国中学校体育大会、中国中学校選手権大会、県中学校総合体育大会の中止を受け、7月18日、19日に各地区（東・中・西部）における中学校総合体育大会を開催することについて、県中学校体育連盟及び各地区（東・中・西部）中学校体育連盟が検討しており、6月18日の県中学校体育連盟役員会で最終決定を行うこととしている。</p> <p>2 これまでの経緯</p> <p>県立学校の部活動については、学校再開や分散登校などの状況を踏まえながら、活動時間や練習試合の可否など段階的に緩和してきており、中学校を所管する各市町村教育委員会や県中学校体育連盟に随時、情報提供し参考にしてもらっている。</p> <p>なお、中学校での大会名称については、県中学校体育連盟の判断に委ねている。</p> |

| 受理番号 (受理年月日) | 所管 | 件名及び提出者 | 現状と県の取組状況 |
|-------------------|----|--|---|
| 2年-16 (2.5.18) | 教育 | <p>教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1還元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択について</p> <p>鳥取県高等学校教職員組合 執行委員長 岡島 恒志</p> <p>鳥取県教職員組合 執行委員長 井上 匡央</p> | <p>国は次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実に向け、義務標準法を改正し、以下の項目について平成29年度からの10年間で段階的に基礎定数化しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導（対象児童生徒13人に1人の割合で措置） ・外国人児童生徒等指導（対象児童生徒18人に1人の割合で措置） ・初任者研修体制（対象教員6人に1人の割合で措置） ・指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化 (当該加配定数41,000人のうち9,500人を基礎定数化) <p>なお、本県では多様化・複雑化する教育諸課題へ迅速かつ的確に対応し、質の高い教育を一層推進するため、「少人数学級の充実」、「特別支援教育の充実」、「チーム学校体制の構築」に向けた定数改善・財政支援など、引き続き国への要望を行っているところである。</p> <p>義務教育費国庫負担金の国庫負担割合については、平成17年11月の三位一体の改革に関する政府・与党合意により、義務教育制度の根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する方針のもと、2分の1から3分の1に引き下げられ、地方負担の増となる財源については、所得税から個人住民税へ税源移譲されている。</p> |

| 受理番号 (受理年月日) | 所管 | 件名及び提出者 | 現状と県の取組状況 |
|--------------------|----|--|---|
| 2年-18号 (2.5.28) | 総務 | <p>検察官の定年延長に係る閣議決定の撤回を求める意見書の提出について</p> <p>足羽 佑太</p> | <p>【現状】</p> <p>1 検察庁法（昭和22年法律第61号）第22条において検察官の定年は63歳と規定されている。 ○検察庁法抜粋 第22条 検事総長は、年齢が65年に達した時に、<u>その他の検察官は年齢が63年に達した時に退官する。</u></p> <p>2 令和2年1月31日の閣議決定において東京高等検察庁の黒川検事長の勤務延長について、<u>国家公務員法第81条の3の規定により延長を決定。</u></p> <p>(参考：令和2年1月31日閣議決定議事録 ○西村内閣官房副長官発言) 「人事案件について、申し上げます。まず、東京高等検察庁検事長黒川弘務の勤務延長について、御決定をお願いいたします。本件は、同検事長を管内で遂行している<u>重大かつ複雑困難事件の捜査・公判に引き続き対応させるため、国家公務員法の規定に基づき、6か月勤務延長するものでございます。</u>」</p> <p>○国家公務員法（昭和22年法律第120号） (定年による退職) 第81条の2 職員は、<u>法律に別段の定めのある場合を除き</u>、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日又は第55条第1項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日（以下「定年退職日」という。）に退職する。</p> <p>2 前項の<u>定年は、年齢60年とする。</u>ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。 一 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢65年</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢63年</p> <p>三 前2号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢60年とすることが著しく不相当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 60年を超え、65年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第81条の3 任命権者は、定年に達した職員が前条第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して<u>1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u></p> <p><参考> 検察官の定年延長に関する政府見解</p> <p>○昭和56年4月28日内閣委員会 斧人事院事務総局任用局長発言 「<u>検察官と大学教官につきましては、現在既に定年が定められております。今回の法案(※)では、別に法律で定められておる者を除き、こういうことになっておりますので、今回の定年制は適用されないことになっております。</u>」</p> <p>※当時の国家公務員法改正案</p> <p>○令和2年2月13日衆議院本会議 安倍首相発言要旨 「<u>検察官も国家公務員で、今般、検察庁法に定められた特例以外には国家公務員法が適用される関係にあり、検察官の勤務延長に国家公務員法の規定が適用されると解釈する。</u>」</p> |
|--|--|--|--|

| 受理番号 (受理年月日) | 所管 | 件名及び提出者 | 現状と県の取組状況 |
|--|------|---|---|
| 2年-19号 (2.6.8) | 福祉保健 | <p>コロナ禍の中、都道府県化した国民健康保険制度に県の一般財源から補助を行い、市町村が徴収する国保料(料)の引き下げることについて</p> <p>鳥取県社会保障推進協議会 会長 藤田 安一</p> | <p>【現状】</p> <p>1 本県の国民健康保険料(税)は、平成29年度までは、一人当たり調定額が対前年比1万円超の市町村も存在したが、平成30年度からは、対前年比マイナスの市町村が増え、多くても3~4千円の増にとどまっている。また、ここ数年、滞納世帯の数及び割合、資格証明書及び短期被保険者証の交付数は減少傾向にある。</p> <p>2 なお、令和2年度の保険料(税)は、現在、各市町村において設定中であり、増減額は不明。</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の保険料(税)に対する支援は以下のとおり。</p> <p>(1) 国民健康保険料(税)の減免 各保険者が、一定程度収入が減少した被保険者の国保料(税)を減免する場合、国が減免分を全額補助。</p> <p>(2) 国民健康保険料(税)の徴収猶予 各保険者の条例で定めることにより、国保料(税)の徴収を猶予することが可能。</p> |
| <p>【陳情の要旨】</p> <p>鳥取県は、一般財源からの繰り入れによって、市町村の国民健康保険を支え、保険料の引き下げを図ること。</p> | | | <p>【県の取組状況】</p> <p>1 国保制度は、低所得者が多いことや加入者の平均年齢が高く医療費水準が高いなど、構造的な課題を抱えていることから、国保制度の安定的な運営に最終的な責任を負っている国が今後の医療費の増嵩に耐えるる財政基盤を確立するとともに、地方に支障・負担が生じることがないように、あらゆる対策を講じるよう、国に要望している。</p> <p>2 県においては、一般会計から国保特別会計に対して約33億円の繰り入れを行っているほか、市町村に対し、低所得者の保険料(税)軽減分に対する経費支援や低所得者数に応じた市町村支援として約19億円の負担を行っているところ。</p> <p>3 また、市町村と連携し、健康寿命の延伸を目指して予防・健康づくり事業に取り組むことで、医療費の適正化を図るとともに、保険者努力支援制度による交付金を得ることで、結果として市町村の納付金負担の軽減を図ることとしている。</p> |

| 受理番号 (受理年月日) | 所管 | 件名及び提出者 | 現状と県の取組状況 |
|-------------------|------|---|--|
| 2年-20号 (2.6.9) | 福祉保健 | 新型コロナウイルス感染症の影響で経営危機に直面する医療機関・介護事業所への緊急支援について 鳥取県民主医療機関連合会 会長 中田 幸雄 | <p>【現状】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた医療機関・介護事業所の資金繰りを支援するため、「持続化給付金制度」のほか、政府系金融機関や（独）福祉医療機構等による「無利子無担保融資制度」及び「診療報酬の概算前払い制度」を実施している。 2 また、国の2次補正予算において、「新型コロナ緊急包括支援交付金」の増額を行うとともに、医療機関・介護事業所等が実施する感染拡大防止対策等に対する支援や、医療従事者や職員に対する慰労金の給付などの新たな事業が盛り込まれている。 3 社会保険診療に対する消費税は非課税とされているが、医療機関が社会保険診療を行うための医薬品や設備などの仕入れに掛かる消費税は、診療報酬や薬価に反映され、補てんされている。 <p>【県の取組状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関や介護事業者の事業継続を支援するため、マスク、消毒液等の使用状況や在庫量等を把握しながら、不足が見込まれる事業所に対して、県備蓄や国から配分・斡旋された物資を順次配布している。 介護サービスについては、仮に（通所）介護事業所が休業したとしても、他の（訪問）事業所との連携等により介護サービスが継続できるよう、増加費用等に対する支援を行っている。 2 また、国の2次補正予算を活用し、感染防止のための施設整備に対する支援や医療従事者、介護福祉の従事者等に対する支援について、6月補正予算で提案している。 医療機関・介護事業所に対する支援については、受診控えによる外来減少で減収が生じていること等も踏まえ、弾力的かつ十分な財政措置を講ずることや報酬加算等の財政支援について、全国知事会等を通じて国に対して要望を行っている。 3 社会保険診療に関する消費税の取扱いについては、診療報酬等における実際の補てん状況を継続的に調査するとともに、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を考慮した上で、地域医療体制確保の観点から、必要な場合には速やかにかつ確実に対策を講じるよう、全国知事会を通じて国に対して要望を行っている。 |

【陳情の要旨】

- 1 鳥取県は、医療機関・介護事業所の経営実態を調査し、事業継続のための支援策を検討すること。
- 2 鳥取県は、国に対して、医療機関・介護事業所の事業継続のために前年実績比の減収分の補填を行うための緊急支援を講じるよう要請すること。
- 3 医療機関では、消費税が、医薬品、医療材料等に課税されているにもかかわらず、十分な対応が、診療報酬上なされていない。鳥取県は、医療機関に関わる消費税率をゼロとするよう国に求めること。

| 受理番号 (受理年月日) | 所管 | 件名及び提出者 | 現状と県の取組状況 |
|--------------------|------|--|--|
| 2年-17号 (2.5.25) | 商工労働 | 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択について 鳥取県労働組合総連合 議長 田中 暁 | <p>【最低賃金制度について】</p> <p>○最低賃金法に基づき国が都道府県単位で賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。</p> <p>[最低賃金の決定]</p> <p>最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議され、「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払い能力」の3要素を考慮して決定。 なお、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局に置かれ、この審議を経て都道府県労働局長が決定。</p> <p>[国等の動向]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府は昨年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、より早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円になることを目指す方針を示した。 ・本年4月16日、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会は、新型コロナウイルス感染拡大が国内経済に甚大な影響を及ぼしている状況を踏まえ、「最低賃金に関する要望」を取りまとめ、以下のとおり政府に要望を行っている。 <ol style="list-style-type: none"> ①「より早期に1,000円を目指す」とした政府方針は「緩やかな景気回復」を前提としていることから、現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政府方針を設定すること。 ②リーマンショック時の2009年度の引上げ率は1.42%、東日本大震災時の2011年度は0.96%であったことを踏まえ、今年度の審議では、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、現下の危機的な経済情勢を反映し、引上げの凍結も視野に、明確な根拠に基づく、納得感のある水準を決定すること。 ③政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を整備すること。 ・本年6月3日に政府が開催した全世代型社会保障検討会議において、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済情勢や雇用環境が悪化し、雇用を守ることが最優先課題となる中で最低賃金をどうするかを論点に議論が行われた。 <p>[現在の最低賃金（時間額）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県 790円（R1.10.5～） ・最高 1,013円（東京都） |

- ・最低 790円 (鳥取県 他 14 県)
- ・平均 901円

[最低賃金の引上げに係る国支援制度 (業務改善助成金)]

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金 (事業場内最低賃金) を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成する。

| 引上げ額 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | 補助対象事業場 | 助成率 | | | |
|-------|-----------|-------|--|--|--|--|---|
| 25円以上 | 1人 | 25万円 | 以下の要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合:9/10 | | | |
| | 2~3人 | 40万円 | | | | | |
| | 4~6人 | 60万円 | | | | | |
| | 7人以上 | 80万円 | | | | | |
| 30円以上 | 1人 | 30万円 | | 以下の要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合:9/10 | | |
| | 2~3人 | 50万円 | | | | | |
| | 4~6人 | 70万円 | | | | | |
| | 7人以上 | 100万円 | | | | | |
| 60円以上 | 1人 | 60万円 | | | 以下の要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合:4/5 | |
| | 2~3人 | 90万円 | | | | | |
| | 4~6人 | 150万円 | | | | | |
| | 7人以上 | 230万円 | | | | | |
| 90円以上 | 1人 | 90万円 | | | | 以下の要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合:4/5 |
| | 2~3人 | 150万円 | | | | | |
| | 4~6人 | 270万円 | | | | | |
| | 7人以上 | 450万円 | | | | | |

【中小企業への支援策について】

〈国の主な中小・小規模事業者支援施策〉

○国の令和2年度補正予算及び2次補正予算において、コロナ禍における中小・小規模事業者の事業継続や雇用維持を支援するため、資金繰り対策や給付金による支援、雇用調整助成金の拡充など、中小企業・小規模事業者関係予算を計上している。

(主な施策)

- ・資金繰り対策(実質無利子融資) 14兆6,890億円
- ・持続化給付金 4兆2,276億円
- ・家賃支援給付金 2兆242億円
- ・雇用調整助成金の拡充 1兆6,049億円

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>〈県の主な中小・小規模事業者支援施策〉</p> <p>○令和2年度当初予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県産業成長応援補助金（A～Cステージ） 242百万円 ・鳥取県版経営革新総合支援事業 367百万円 ・県制度金融 (新規分融資枠400億円) <p>○令和2年度4月補正予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機突破企業緊急応援事業 230百万円 ・頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業 300百万円 ・企業内感染症防止対策緊急支援事業 111百万円 (別途調整費対応 200百万円) ・県制度金融（新規分融資枠320億円追加） <p>○令和2年度6月補正予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス克服再スタート事業 300百万円 (別途調整費対応 300百万円) ・地域で頑張るお店応援事業 50百万円 (別途調整費対応 100百万円) ・県制度金融 (新規分融資枠追加400億円) |
|--|--|--|--|